

令和6年分の所得税 確定申告の変更点

所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）の確定申告時期にあわせ、令和6年分の申告について主な変更点をご紹介します。

定額減税の実施と様式変更

令和6年分での最も大きな変更点は、定額減税の実施です。これに伴い、申告書の様式が変更されています。

配偶者や扶養親族について定額減税を適用する場合には、第二表「配偶者や親族に関する事項」の「その他」欄に「2」と記入します。

なお、夫婦双方に所得がある場合で、対象となる扶養親族を有するときには、扶養控除と同様、どちらか一方でしか適用できません。

住宅ローン控除の特例対象個人

いわゆる住宅ローン控除の適用について、令和6年居住分では借入限度額が引き下げられました（最高4,500万円）。ただし、子育て世帯や若年夫婦世帯に配慮して、特例対象個人に該当

した場合には、従前の借入限度額（最高5,000万円）とされています。この特例対象個人とは、次のいずれかに該当する個人をいいます。

- 夫婦のいずれかが40歳未満であること
- 19歳未満の扶養親族を有すること

（※）年齢等は、原則、令和6年12月31日の現状による

特例対象個人に該当する場合で一定のときには、第二表「配偶者や親族に関する事項」に一定事項の記入が必要となります。

最後に、令和6年分の所得税と消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の確定申告に係る法定納期限、振替日をご案内します。

	法定納期限	振替日
所得税	令和7年3月17日(月)	令和7年4月23日(水)
消費税※	令和7年3月31日(月)	令和7年4月30日(水)

（※）課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日（参考）令和6年分の財産債務調書や国外財産調書の提出期限は、令和7年6月30日(月)です。

【記入例（一部抜粋）】

認定住宅等を新築し、令和6年居住分として住宅ローン控除を適用する会社員本人の合計所得金額が600万円で40歳未満、かつ、配偶者の合計所得金額が300万円で40歳未満、19歳未満の扶養親族を有する場合の、第一表④④欄、第二表「配偶者や親族に関する事項」の記入例（一部抜粋）

第一表（一部抜粋）

再差引所得税額 (41-42)	(43)	6500
令和6年分 特別増額控除 の適用人数	(44)	60000
(43-44) (赤字のとき)	(45)	0

第二表（一部抜粋）

配偶者や親族に関する事項 (※1-※3, ※5, ※6)		続柄	生年月日	国籍	国外居住	住宅	住居税	その他
氏名	個人番号							
妻 花子	*****		5.9.1	日本				
娘 ハル	*****	下	5.4.1	日本				2

本人が特例対象個人に該当する場合で、以下に該当する場合には、氏名等を記入し、「住宅」欄の「特個」に○を記入

- ① 本人の配偶者が、同一生計配偶者ではない、かつ、配偶者特別控除の対象とされていないとき、本人の事業専従者ではないとき又は他の納税者の扶養控除の対象とされているとき
- ② 扶養親族が19歳未満であり、他の納税者の配偶者控除又は扶養控除（「住民税」欄の「16」に記入した扶養親族を含む）の対象とされているとき

出典：国税庁「令和6年分所得税及び復興特別所得税の手引き」

本人 + 扶養親族（本人が適用）

選定にAIを活用 最近の税務調査事情

国税庁は、データ分析等により選定した事業者に対して税務調査（以下、調査）を行っています。最近の調査事情を「国税庁レポート2024」を中心に確認します。

データ活用の強化

国税庁は、様々なデータを用いて申告漏れの可能性が高い納税者等を判定する予測モデルを構築し、これと国税組織が保有する資料や情報等を組み合わせ、課税事務の効率化等に努めています。令和5事務年度の所得税の調査では、選定にAIを活用するなど効率化を図り、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は、過去最高の結果となりました。

重点課題への取組

調査において重点的に取り組んでいる事項として、次の4つを紹介します。

(1) 消費税の不正還付の防止

虚偽の申告による不正還付の防止に努め、十分な審査と調査を実施しています。

事例：

- 高額な固定資産の購入を装い、架空の課税仕入れを計上していた事実を把握
- 輸出版売業を装い、架空の免税売上げと課税仕入れを計上していた事実を把握

(2) 海外投資や海外取引への対応

増加する海外への投資や海外取引などについて、調書等の資料や海外当局から得た情報などにより実態解明に努め、調査を実施しています。特に富裕層への対応は重きが置かれ、将来の相続税に向けて情報の蓄積が図られている点にも留意しましょう。

事例：

- 共通報告基準（CRS）情報を活用し、租税条約等に基づく情報提供要請を実施することにより、海外金融機関から得た多額の利息等の申告をしていなかった事実を把握
- 不動産賃貸を行う内国法人が外国法人から資金を調達するに当たって、出資に代えて借入金とすることで多額の利子を支払い、税負担を軽減していたため、過少資本税制を適用

(3) 無申告への対応

資料や情報などから把握し、積極的に調査を実施しています。

事例：

- 多額の利益を認識していたにもかかわらず、申告をしなかった事実を把握（インフルエンサー、ペットオークション等）
- 申告をすると納税額が発生してしまうので、新たに口座を開設し、売上げをその預金口座に振り込ませることで取引を隠蔽し、納税を免れていた事実を把握

(4) 新分野の経済活動への対応

デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークション、ネット広告（アフィリエイト等）、シェアリングビジネス・サービスなど、いわゆるシェアリングエコノミー等、新分野の経済活動に係る取引や、暗号資産等の取引について、情報収集・分析の充実に努め、課税上問題があると見込まれる納税者を適切に把握し、調査などの対応をしています。

なお、これらの取組による調査は、他の調査に比べて追徴税額は多い傾向にあります。

参考：国税庁「国税庁レポート2024、令和5事務年度 所得税及び消費税調査等の状況、令和5事務年度 法人税等の調査事績の概要」

低下傾向にある 若年労働者がいる事業所の割合

若年人口の減少等により人手不足が深刻化しています。ここでは、2024年9月に発表された調査結果*などから、若年者の雇用状況をみていきます。

若年労働者がいる割合が低下

上記調査結果によると、2023年の若年労働者（調査基準日現在で満15～34歳の労働者）がいる事業所は73.6%で、前回結果の2018年より2.4ポイント減少しました。2018年も2013年から4.7ポイント減少しています。

産業別の状況

次に産業別に若年労働者がいる事業所の割合をまとめると下表のとおりです。

若年労働者がいる割合が最も高いのは、金融業、保険業で88.1%でした。2018年からの

増減では、学術研究、専門・技術サービス業と製造業、運輸業、郵便業、金融、保険業だけが増加しています。

事業の長期継続には、若年労働者を含めた人材の採用と定着が不可欠です。この調査結果でも7割以上の事業所で若年労働者の定着対策を実施しており、特に、労働時間の短縮・有給休暇の積極的な取得奨励や、仕事と家庭の両立支援などに取り組む事業所が増えています。

若年労働者の定着に課題を感じている方は、こうした調査結果なども参考にされてはいかがでしょうか。

産業別若年労働者がいる事業所割合 (%)

	若年労働者がいる事業所計					
			若年正社員がいる		正社員以外の若年労働者がいる	
	2018年	2023年	2018年	2023年	2018年	2023年
建設業	78.3	73.3	77.6	73.2	9.6	6.1
製造業	73.1	74.5	68.3	69.6	25.2	24.2
電気・ガス・熱供給・水道業	88.7	80.5	86.8	79.0	16.7	11.9
情報通信業	85.9	82.1	83.5	77.7	24.5	20.7
運輸業、郵便業	65.8	67.2	64.3	63.0	23.7	21.4
卸売業、小売業	76.0	72.4	59.1	55.5	41.7	39.2
金融業、保険業	87.2	88.1	86.1	86.6	13.9	14.6
不動産業、物品賃貸業	77.3	66.8	69.0	60.3	24.6	24.9
学術研究、専門・技術サービス業	78.5	80.4	75.9	76.8	19.2	20.9
宿泊業、飲食サービス業	82.7	77.2	45.0	47.9	70.5	60.4
生活関連サービス業、娯楽業	77.4	71.6	67.5	60.4	47.7	47.7
教育、学習支援業	85.5	81.5	74.2	69.8	55.6	49.7
サービス業（他に分類されないもの）	68.3	64.6	60.7	55.5	27.2	24.1

厚生労働省「若年者雇用実態調査の概況」より作成

*厚生労働省「令和5年若年者雇用実態調査の概況」

産業、事業所規模別に無作為抽出した5人以上の常用労働者を雇用する事業所 17,355 事業所、当該事業所で就業している若年労働者 22,958 人を対象にした、2023年10月1日時点の状況についての調査です。詳細は次の URL のページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/4-21c-jyakunenkyou-r05.html>



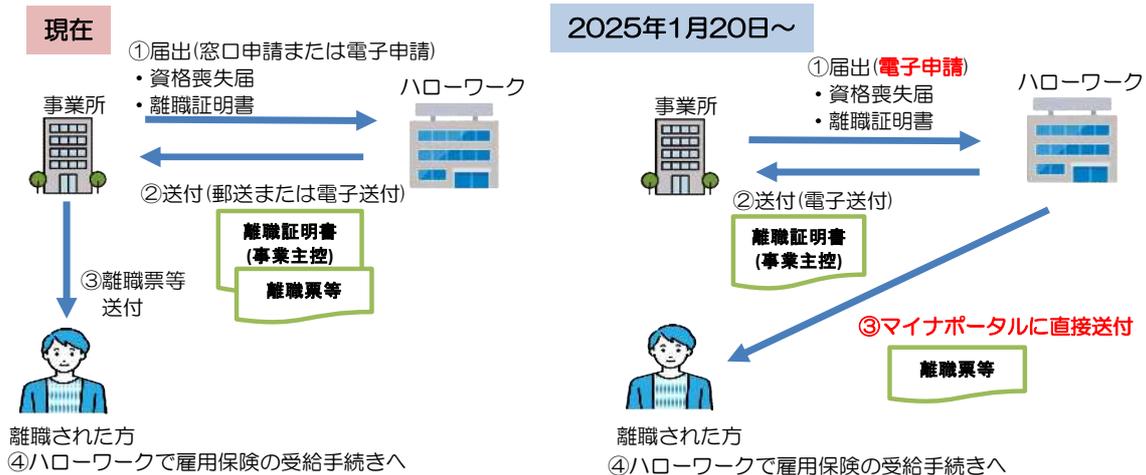
2月のお知らせ

事業主の
みなさまへ

「離職票」をマイナポータルで受けとれるようになります！

現在は事業所から離職票をお送りいただいておりますが、**2025年1月20日から**、希望する離職者の方にはマイナポータルを通じて離職票を受け取れるようになります。離職票のほか、資格喪失確認通知書および雇用保険被保険者期間等証明票も、マイナポータルを通じて受け取れます。

「離職票」等が送付されるまでの流れ



離職票をマイナポータルで受け取るための手順

STEP1 被保険者ご本人が、マイナンバーがハローワークに登録されているか確認する

〈 確認方法 〉



※マイナンバーを登録していない場合、「個人番号登録・変更届」をハローワークに提出し登録する
※マイナンバーが前職の被保険者番号に登録されたままの場合、「雇用保険被保険者資格(取得・喪失)届等(訂正・取消)願」をハローワークに提出し、前職の被保険者番号と現職の被保険者番号を統一する手続きを行う

STEP2 被保険者ご本人が、マイナポータルから「雇用保険WEBサービス」と連携させる

〈 確認方法 〉



STEP3 事業主が、電子申請で雇用保険の離職手続きを行う

事業所から離職者に郵送等を行う事務がなくなりますので、被保険者の方に周知しましょう！

★令和7年2月の営業土曜日は
以下のとおりです。



1日(土)	休
8日(土)	営業(税務)
15日(土)	営業(税務・労務)
22日(土)	営業(税務・労務)

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

